

大田区アスベスト分析調査費助成金事前協議書

助成対象者 住所 〒

ふりがな

氏名

(法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号 - -

大田区アスベスト分析調査費助成要綱に基づき、下記のとおり事前協議します。

記

1	助成対象建築物の所在地	大田区	
2	建築物工事竣工年月日	昭和・平成 年 月 日	
3	助成対象建築物の用途		
4	助成対象建築物の規模	延床面積	m ²
		階数（地上） 階 （地下） 階	
5	助成対象建築物の構造		
6	アスベスト含有調査箇所		
7	分析調査の内容	定性分析 箇所 (うち吹付材 箇所)	定量分析 箇所 (うち吹付材 箇所)
8	分析調査予定額	吹付材に係る費用	円
		保温材、成形板に係る費用	円
		合計	円
9	分析調査完了予定期日	年 月 日	
処理欄			

年 月 日

（宛先） 大田区長

申請者 住所

氏名

㊞

連絡先電話番号 ()

申請者が法人の場合は所在地、名称及び代表者の氏名、法人でない団体の場合は住所、名称及び代表者の氏名、所有者が複数の場合にはその代表者の住所及び氏名

建築物の所有者（申請者と同じ場合も御記入ください。）

住所

氏名

㊞

連絡先電話番号 ()

申請者が法人の場合は所在地、名称及び代表者の氏名、法人でない団体の場合は住所、名称及び代表者の氏名、所有者が複数の場合にはその代表者の住所及び氏名

建築物の所在地 大田区_____

承諾書

上記の建築物に係るアスベスト分析調査費助成金の交付申請に当たっては、下記の事項について了承します。

記

- 1 分析調査結果等について、区がアスベスト対策の資料として活用すること。
- 2 建材にアスベストの含有が認められたときは、飛散防止の措置を講じるほか、建築物の解体、改修等の工事に際して、法令等を遵守し、届出等を行うこと。
- 3 申請内容に虚偽、不正等があった場合その他大田区アスベスト分析調査費助成要綱の規定に違反した場合は、助成金の交付を受けることができないこと。この場合において、既に交付を受けているときは、直ちに区へ返還すること。
- 4 その他

年 月 日

（宛先） 大 田 区 長

請求者

住 所

氏 名

㊞

大田区アスベスト分析調査費助成金交付請求書

請求金額

	十万	万	千	百	十	一	
請 求 金 額				0	0	0	円

（件名） _____

内訳 アスベスト分析調査費助成金

上記の金額を請求します。

なお、請求金額については、支払金口座振替依頼書記載の口座にお振込みください。

注 支払については、口座振替とし、支払金口座振替依頼書（大田区会計事務規則別記第37号様式甲）を同時に提出してください。

なお、印については、大田区アスベスト分析調査費助成金交付請求書と同じ印を使用してください。